

ふらの健康ポイント事業 参加手引き

<令和6年度>



- この手引きは、「ふらの健康ポイント事業」の仕組みやポイント獲得・交換などのルール、各種手続きなどを解説したものです。【別添資料：各種使用機器・アプリの使い方ガイド】
 - この手引きは、退会まで大切に保管してください。
 - この手引きは、令和6年度版です。年度の途中や次年度以降にルール改定があるときは、別途ご案内させていただきます。
 - ご不明な点がございましたら、この手引きの末尾記載の窓口までお問い合わせください。
- ※本事業は、株式会社タニタヘルスリンクに委託して実施しています。

富良野市保健福祉部保健医療課

Ver.2024.05

目次

1. 概要	P.2
2. 取り組んでいただくこと	P.2
① 歩数データの測定・送信【※必須※】	
② 定期的な体組成の測定【※必須※】	
③ 指定の健康イベント等への参加（任意）	
④ アンケート調査への回答【※必須※】	
3. データ送信・測定コーナー（拠点）	P.4
4. ポイント獲得ルール	P.5
5. ポイントと賞品の交換	P.12
6. ポイントなどの確認方法（「からだカルテ」）	P.12
7. 各種手続き	P.13
① 参加者情報の変更	
② 退会	
③ 次年度以降の継続方法	
④ 活動量計の動作不良・破損・紛失	
⑤ スマートフォンの機種変更をするとき（アプリコースのみ）	
⑥ コース変更したいとき	
⑦ 「からだカルテ」が正しく動かないとき	
⑧ 個人情報の収集・利用など	
<参加規約>	P.15
<お問い合わせ先>	P.18

1. 概要

「ふらの健幸ポイント事業」は、日々の歩数の測定を中心に、みなさまに健康づくりに取り組んでいただくことを目的としています。

これまでより少し多めに歩いたり、所定の場所でからだの状態を測定したり、他にも様々な健康づくりに取り組むことでポイントがたまり、たまったポイントに応じて学校への寄付または賞品と交換できます。また、健康管理ポータルサイト「からだカルテ」のさまざまなコンテンツを活用して、楽しく健康づくりを続けることができます。

- 1) **参加条件**：富良野市に住所を有する18歳以上の方（高校生を除く）
- 2) **参加対象者【定員】**：600人（活動量計コース & アプリコース）
- 3) **ポイント獲得期間**：令和6年5月10日（金）～令和7年1月31日（金）
歩数データ送信期限：令和7年2月10日（月）
※歩数データ送信期限までに、歩数データを送信してください。
※歩数データ送信期限を過ぎるとポイント対象外となります。

2. 取り組んでいただくこと

本事業に参加いただいた方には、以下の事項に取り組んでいただきます。

- ① **歩数データの測定・送信【※必須※】**
- ② **定期的な体組成の測定【※必須※】**
- ③ **指定の健康イベント等への参加（任意）**
- ④ **アンケートへの回答【※必須※】**

① 歩数データの測定・送信【※必須※】

活動量計またはスマートフォン（歩数計アプリ）を持ち歩き、歩数を測定します。

活動量計コースの方は、**データ送信・測定コーナー（拠点）（P.4参照）**にある専用リーダーライターや、全国のローソンまたはミニストップの店頭端末「Loppi（ロッピー）」に活動量計を置いて、歩数データを送信します。

アプリコースの方は、歩数計アプリを操作してデータを送信してください。

ご注意ください

- ✓ **〈活動量計コース〉30日間に1回のデータ送信を推奨します。**
- ✓ **〈アプリコースの方〉7日間に1回のデータ送信を推奨します。**

定期的に歩数データを送信しましょう。データを送信することで、健康管理ポータルサイト「からだカルテ」に情報が保存されます。

- ✓ 活動量計を破損（誤って洗濯した等の水没を含む）もしくは紛失された場合は、自己負担で機器を購入していただきます。
- ✓ 活動量計の電池交換は、適宜ご自身で行ってください。
- ✓ 専用リーダーライターの設置場所は【**3.データ送信・測定コーナー（拠点）**】（P.4）をご覧ください。

② 定期的な体組成の測定【※必須※】

ウォーキングなどで健康づくりに取り組まれたら、指定の測定コーナー（拠点）で、体重や体脂肪率、筋肉量などの体組成を測定します。

月に2回まで、測定するだけでポイントを獲得できます。また、3カ月に1回、測定結果に応じてポイントを獲得するチャンスがありますので、**毎月必ず測定するようにしましょう。**

測定したデータは自動で健康管理ポータルサイト「からだカルテ」に記録され、ご自身のスマートフォンやパソコン、測定コーナーのタブレットなどで、歩数やからだの変化を確認することができます。

「測定コーナー（拠点）」の場所は【3.データ送信・測定コーナー（拠点）】（P.4）を、測定方法については、別冊の【〈資料4〉体組成計・血圧計の使い方ガイド】をご覧ください。なお、ペースメーカーなど体内機器を装着している人は測定できません。

③ 指定の健康イベント等への参加（任意）

歩数や体組成の測定のほか、市が指定する健康イベントなどへの参加でポイントがたまります。参加は任意ですが、ぜひチャレンジしてみてください。なお、対象イベントの詳細は別途お配りする一覧や市ホームページ、イベント等のチラシでご確認ください。

▼ ポイント付与対象イベント

名称	時期	獲得できるポイント
初回測定会	令和6年5月10日・11日	200ポイント
修了測定会	令和7年1月下旬予定	200ポイント

▼ その他のイベント

名称	時期	事業内容
ふらのへそマラソンウォーキング部門（ウォーキングラリー）	令和6年6月1日（土）から7月31日（水）まで	データ送信でふらのへそマラソンウォーキング部門に自動エントリー。全参加者を対象に富良野の特産品が当たる抽選会に参加できます。（主催：ふらのスポーツ協会）
バーチャルウォーキングラリー	令和6年9月15日（日）から11月30日（土）まで	毎日の歩数をもとに、WEB（インターネット）上で他の参加者と競う期間限定イベント。今年度はイタリア編を巡ります。

※ふらのへそマラソンウォーキング部門実施に当たり必要な参加者情報を、NPO法人ふらのスポーツ協会へ提供いたします。

④ アンケート調査への回答【※必須※】

事業効果の分析や、今後の制度設計の基礎データとして使用しますので、アンケートにご協力ください。アンケートは、事業の開始時と終了時に実施する予定です。

事前・事後アンケートの回答は、ポイント（200ポイント）付与対象です。必ずご回答ください。

3. データ送信・測定コーナー（拠点）

各拠点等の利用可能時間等に変更になる場合があります。
また、臨時休館・休業の状況については、各拠点等のホームページなどでご確認ください。

▼ データ送信・測定コーナー（拠点）一覧

体組成計やポイント確認用タブレットを設置しています。また、**歩数データの送信もできます。**

	拠点名称	住所	利用可能時間帯	体組成計 血圧計	データ 送信	ポイント 確認用 タブレット
1	富良野市保健センター	富良野市弥生町1番3号	8:30～17:15 (土・日・祝日除く)	◎	◎	—
2	※富良野スポーツセンター	富良野市桂木町5番10号	平日) 9:00～22:00 土曜) 9:00～21:00 日・祝) 9:00～17:00	◎	◎	◎
3	ふれあいセンター	富良野市春日町12番5号	9:00～21:00 (日・祝日除く)	◎	◎	◎
4	山部支所	富良野市 山部東町8番3号	8:30～17:15 (土・日・祝日除く)	◎	◎	◎

※富良野スポーツセンターの測定コーナーは、施設改修工事のため6月1日(土)よりサブアリーナに移設します。

※ 各施設の機器の操作などでお困りの場合は、富良野市保健医療課(TEL:0167-39-2200)にお問い合わせください。

(各施設のスタッフでは対応できない場合がありますのでご了承ください)

▶ 全国のローソンまたはミニストップの店頭端末「Loppi（ロッピー）」に活動量計を置いて、歩数データの送信のみを行うことができます。

※ ローソン・ミニストップの店舗情報は、各社ホームページなどでご確認ください。

4. ポイント獲得ルール

さまざまな健康づくりに取り組んでいただき、貯めたポイントで年度に最大で5,000円分を寄付または賞品と交換できます。

ポイントの獲得期間は、令和6年5月10日(金)から令和7年1月31日(金)までです。

ポイントの一覧は下表のとおりで、獲得条件やポイント数の詳細は次ページ以降をご覧ください。

▼ ポイント対象

	ポイント名称	条件	ポイント数
①	ウォーキングポイント (日々)	1日の歩数が基準歩数に達成	最大10ポイント/日
②	月平均歩数達成ポイント (月々)	月の平均歩数が推奨歩数を達成	100ポイント/月
③	測定ポイント (月2回まで)	測定コーナーに設置の体組成計や血圧計で測定	20ポイント/回
④	データ送信ポイント	活動量計を測定コーナーやLoppiからデータ送信で付与	5ポイント (1日1回まで)
⑤	維持・改善ポイント	3カ月ごとに筋肉率やBMI(肥満度)の改善状況に応じて付与	50～200ポイント (3カ月に1回)
⑥	健康チェックポイント	健康診断、がん検診、歯周病検診、人間ドック、保健指導で付与	1項目50～300ポイント (各項目年度に1回まで)
⑦	お友達紹介ポイント	参加者の紹介で新規に参加紹介者カードの提出で付与	50ポイント/人 (最大5人まで)
⑧	施設ポイント	スポーツセンター又はふらっとを利用	5ポイント (1日1回まで)
		ふらっとの期間券購入	10～50ポイント
⑨	ベジチェックポイント (月2回まで)	ベジチェック®の測定数値報告で付与	10ポイント/回
⑩	イベントポイント	市が指定する健康づくりに関するイベント等への参加	10～50ポイント
⑪	参加ポイント	①入会・継続時に付与 ②アンケート回答で付与 ③初回測定会、修了測定会に参加	100～200ポイント
⑫	WRゴールポイント	バーチャルウォーキングラリーで期間内にゴール	200ポイント

① ウォーキングポイント（日々）

<付与基準>

1日あたりの歩数に応じて獲得できるポイントは下記のとおりです。
歩数データ送信時の前日までの歩数に対し、1～10ポイントが付与されます。

※ポイント対象期間：令和6年5月10日(金)～令和7年1月31日(金)

条件	獲得できるポイント
1,000歩～2,999歩	1ポイント
3,000歩～4,999歩	3ポイント
5,000歩～7,999歩	5ポイント
8,000歩以上	10ポイント

【活動量計で参加の方】

活動量計は普段から携帯しましょう。日々の歩数データが自動的に記録されますが、**30日間のデータしか記録できない**ため、できるだけ定期的にデータを送信しましょう。31日を超えると1日ずつデータが消え、加算することができません。

データ送信・測定コーナー（拠点）のリーダーライターやローソン・ミニストップの店頭端末「Loppi（ロッピー）」に活動量計を置いて、歩数データを送信することができます。また、健康管理ポータルサイト「からだカルテ」で、歩数の推移等をグラフなどで確認することができます。

【スマートフォンで参加の方】

歩数計アプリ「ヘルスプラネットウォーク」内のトップ画面左上の更新ボタンを押してデータ送信することで、ポイントが貯まります。リーダーライターにかざす必要はありません。

歩数データは機器ごとに保存期間が異なり、期間内にデータ送信が行われないと順次消えてしまいますので、定期的にデータを送信しましょう。

○保存期間：Android・・・30日間 iPhone・・・・・・7日間

○歩数データの最終送信期限

令和7年2月1日(土)～2月10日(月)

※期限を過ぎますと、ポイントに反映されませんのでご注意ください。

② 月平均歩数達成ポイント（月々）

<付与基準>

1カ月の平均歩数が基準に達した場合に、下表のポイントが付与されます。

条件			獲得できるポイント
1カ月の平均歩数	64歳以下	8,000歩以上	100ポイント
	65歳以上	6,000歩以上	

記録された1か月分の歩数データから、平均歩数が目標に定める推奨歩数を達成するとポイントが獲得できます。健康づくりのため、推奨歩数を目標に頑張りましょう。

③ 測定ポイント（月2回まで）

<付与基準>

測定コーナーの専用リーダーライターに活動量計等を置き、体組成計や血圧計で測定することで、**1回各20ポイント**が自動的に付与されます。（それぞれ月2回まで）

測定コーナー（拠点）の体組成計や血圧計で定期的にからだの状態を測定し、体重や体脂肪率、筋肉量などを確認しましょう。また、定期的に測定することで、健康管理ポータルサイト「からだカルテ」で、からだの状態変化をグラフなどで確認することができます。

④ データ送信ポイント（活動量計参加者のみ）

<付与基準>

活動量計を測定コーナーのリーダーライターや全国のローソン・ミニストップに設置されているLoppi（ロッピー）に置いてデータを送信すると、**1日5ポイント**付与されます。

※スマートフォン（アプリコース）参加者は、対象外です。

⑤ 維持・改善ポイント（3か月ごと）

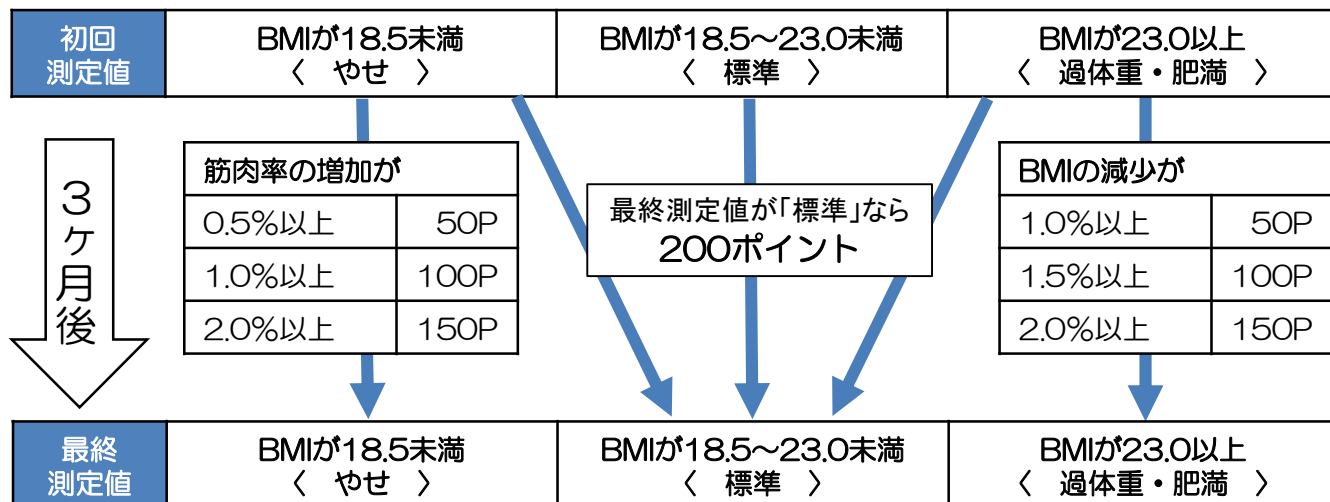
<付与基準>

測定コーナーの体組成計で測定した結果、初回の測定データと3ヶ月目の月末までに測定された最後のデータを比べ、BMI(肥満度)や筋肉率が「基準範囲内※¹にある場合」と「BMI・筋肉率※²が改善した場合」に、3か月に1回50～200ポイントが付与されます。基準は年齢や性別によって異なります。

$$\begin{aligned} \text{※BMI (肥満度)} &= \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2 \\ \text{筋肉率} &= \text{筋肉量(kg)} \div 2 \div \text{体重(kg)} \end{aligned}$$

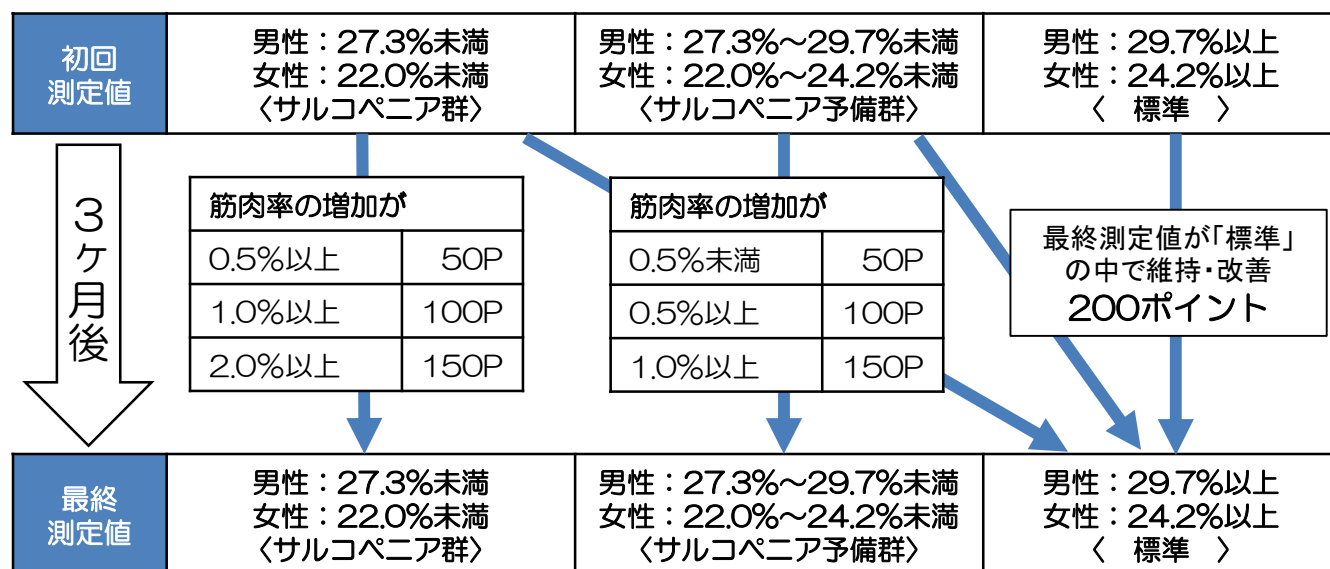
◇65歳未満の方

- ①3ヶ月目最後の測定でBMI(肥満度)が基準範囲内であれば、200ポイント付与されます。
- ②BMI(肥満度)が基準範囲外の場合、3か月間の筋肉率またはBMI(肥満度)の改善度合いに対して、50～200ポイント付与されます。



◇65歳以上の人

- ①3ヶ月目最後の測定で筋肉率が基準範囲内であれば、200ポイント付与されます。
- ②筋肉率が基準より低い(サルコペニア※³ 予備群またはサルコペニア※³ 群)場合、3か月間の筋肉率の改善度合いに対して、50～200ポイント付与されます。



- ※ 1 : **基準範囲** : BMI・筋肉率が基準範囲内であると、将来、生活習慣病や運動器疾患等を発症するリスクが低減するとされています。
- ※ 2 : **BMI・筋肉率** : 以前よりもBMIまたは筋肉率が改善されたかどうかを比べるため、今年度の事業参加後初めて体組成計で測定した値を、基準となるBMIまたは筋肉率に設定します。
- ※ 3 : **サルコペニア** : 加齢や低栄養、活動不足などにより筋肉量が減少し、からだの機能が低下した状態を指します。筋力低下は転倒や骨折、寝たきりなどが懸念されることから、予防のため日々のトレーニングや食事が重要です。

⑥ 健康チェックポイント

<付与基準>

下表のとおり、受診した検診等の種類によってポイントが付与されます。

※ポイント対象期間：令和6年2月1日(木)～令和7年1月31日(金)

	検診等の種類	獲得できるポイント
【1】	国民健康保険の特定健康診査 [情報提供 (*) を含む]	200ポイント
【2】	後期高齢者医療保険の健康診査	200ポイント
【3】	歯周病検診 (市受診券利用分に限る)	50ポイント
【4】	各種がん (肺・胃・大腸・前立腺・子宮・乳) 検診 [集団検診]	各50ポイント
【5】	各種がん (肺・胃・大腸・前立腺・子宮・乳) 検診 [個別検診]	各50ポイント
【6】	協会けんぽ等職域の健康診査 (特定健康診査に準ずるもの)	200ポイント
【7】	人間ドック (特定健康診査に準ずるもの)	300ポイント
【8】	健診後の保健指導・特定保健指導 (対面での指導 1回のみ)	50ポイント

- ◆ 【1】～【4】、【8】は、受診・指導を受けることで**後日ポイントが付与**されます。
- ◆ 医療機関で受診した【1】の特定健診・情報提供及び【5】～【7】は、ポイント対象期間内に受診したことが証明できる**受診結果表 (写し可) を保健医療課 (保健センター内) 窓口もしくはメール (PDF) で提出いただくとポイントが付与**されます。
- ◆ 期間内に同じ項目を2回受診された場合のポイント付与は1回のみとします。

※ 提出先メールアドレス：hoken-ka@city.furano.hokkaido.jp

***情報提供**：医療機関で定期的に検査をしており、その検査項目が特定健康診査の検査項目を満たす場合は、その検査情報を医療機関から市へ提供していただくことで、特定健康診査の受診者とみなすことができます。詳しくは、富良野市保健医療課 (TEL:0167-39-2200) までお問い合わせください。

定期的に健康診断や人間ドックを受けると、自分のからだの変化をみることができ、生活習慣の改善の効果も知ることができます。また、病気の早期発見のため、定期的に各種検診を受診しましょう。

⑦ お友達紹介ポイント

<付与基準>

参加者の紹介があり新規に事業への参加が確認できた際に、「紹介者」へポイントが付与されます。

※ポイント対象期間：令和6年5月10日(金)～令和7年1月31日(金)

項目	条件	獲得できるポイント
お友達紹介ポイント	紹介者カードを保健センターへ提出 紹介された方が新規に事業への参加を確認 (1人最大5人まで)	50ポイント

- ◆ 測定コーナーに設置の「紹介者カード」を保健センターに提出。紹介を受けた方の歩数や体組成などの測定データの送信が確認出来たら、紹介者にポイントが付与されます。
- ◆ 参加者数が募集定員に達した場合は、受付を終了します。

⑧ 施設ポイント

<付与基準>

下表のとおり、指定施設の利用や期間券の購入によってポイントが付与されます。

※ポイント対象期間：令和6年5月10日(金)～令和7年1月31日(金)

なお、**スポーツセンターのポイント付与期間は、6月1日より施設改修工事のため、令和6年5月10日(金)～31日(金)まで**とします。

施設名	条件	獲得できるポイント	
富良野スポーツセンター (5/10～5/31まで)	個人利用又はスポーツ教室参加 (1日1回まで)	5ポイント	
中心街活性化センター 「ふらっと」	施設利用 (1日1回まで)	5ポイント	
	期間券購入 (購入時)	1ヵ月券	10ポイント
		3ヵ月券	30ポイント
6ヵ月券		50ポイント	

- ◆ 各施設利用の際は、施設に設置されている専用のリーダーライターに活動量計を置く(スマホの場合は、QRコードを読み取る)ことでポイントが自動付与されます。
- ◆ ふらっとの期間券購入ポイントは、券購入時にフロントへお申し出ください。後日ポイントが付与されます。

⑨ ベジチェックポイント（月2回まで）

<付与基準>

市役所、保健センターに設置のベジチェック®コーナーで測定後、その結果を指定の用紙もしくはQRコードで報告することで**1回10ポイント**が付与されます。

※ポイント対象期間：令和6年5月10日(金)～令和7年1月31日(金)

ベジチェック®コーナーに設置のQRコードをスマートフォンで読み取り必要事項を入力送信するか、設置の報告カードを記入し保健センターに提出すると翌月にポイントが付与されます。

⑩ イベントポイント

<付与基準>

下表のとおり、市が指定するイベント等に参加することによってポイントが付与されます。

※ポイント対象期間：令和6年5月10日(金)～令和7年1月31日(金)

イベントの種類	獲得できるポイント
医療講演会、健康づくり研修会、保健医療課開催の出前講座・イベント 依頼の健康教育及び健康相談	50ポイント
ふまねっと教室、介護予防教室、スポーツ講演会、 スポーツセンター及びふらっとが主催する各種スポーツ教室・イベント	10ポイント

会場に用意されている参加者名簿に記載してください。後日ポイントが付与されます。
なお、ふらっとが主催する教室(成人水泳・ベビースイミング)の参加者は、フロントへお申し出ください。後日ポイントが付与されます。

⑪ 参加ポイント

<付与基準>

参加することでポイントが付与されます。

項目	条件	獲得できるポイント
入会・継続ポイント	入会・継続で付与	100ポイント
アンケートポイント	事前・事後アンケートに回答（年2回）	200ポイント
初回測定会参加	初回測定会参加で付与（年1回）	200ポイント
修了測定会参加	修了測定会参加で付与（年1回）	200ポイント

測定会等に参加することでポイントを獲得できるだけでなく、他の参加者とのコミュニケーションが取れたり、活動量を増やしたりすることができます。この機会に積極的に参加しましょう！

⑫ WR(ウォーキングラリー)ゴールポイント

<付与基準>

9月15日から実施するバーチャルウォーキングラリーにおいて、開催期間内にゴールすると**200ポイント**が付与されます。

5. ポイントの賞品交換

1000ポイントから、たまったポイント数に応じて賞品と交換できます。

ポイント交換は5000ポイントを上限とし、500ポイント単位の交換とします。

ポイント数	商品券等
1,000～1,499ポイント	1,000円
1,500～1,999ポイント	1,500円
2,000～2,499ポイント	2,000円
2,500～2,999ポイント	2,500円
3,000～3,499ポイント	3,000円
3,500～3,999ポイント	3,500円
4,000～4,499ポイント	4,000円
4,500～4,999ポイント	4,500円
5,000ポイント～	5,000円

【令和6年度の賞品】

- 市内小中学校への寄付
- ふらの市内共通商品券

ポイント獲得数上位者には、
さらに特典をプレゼント！

賞品の交換手続きは、**令和7年2月中旬～3月中旬**を予定しています。

賞品の選択方法及び交換手続きについては、別途文書でご案内いたします。

なお、賞品交換単位未満のポイント残高や、上限の5000ポイントを超えた分のポイントは年度末で失効します。（翌年度へは繰越しません）

6. ポイントなどの確認方法（「からだカルテ」）

健康管理ポータルサイト「からだカルテ」で、ポイントの獲得状況などを確認することができます。使い方は、別冊の【**資料3**】健康管理ポータルサイト「からだカルテ」の**使い方ガイド**をご覧ください。

■ ご自宅のパソコンやスマートフォンで

会員IDとパスワードを使用してログインしてください。

■ 測定コーナーのタブレットで

測定コーナー（拠点）のタブレットにつながっている専用リーダーに活動量計を置くと、自動的に「からだカルテ」にログインして情報を確認することができます。

■ ローソン・ミニストップの店頭端末「Loppi（ロッピー）」で

Loppi端末に活動量計を置くと、ポイント数や直近5日間の歩数を表示します。

からだカルテ

会員ID

パスワード

ログイン



「からだカルテ」で確認できること

各種ポイントの獲得状況／歩数や測定した体組成の情報／参加者の登録情報／「タニタ社員食堂レシピ」／「タニタ健康コラム」など

※Loppi端末ではポイント数と直近5日間の歩数のみご確認いただけます。

※ ポイントの種類ごとに付与時期が異なりますので、ポイントの反映までにタイムラグが生じます。

※ ポイント交換の**上限は5,000ポイント**ですが、「からだカルテ」では上限を超えた分も表示されます。

7. 各種手続き

① 参加者情報の変更

「からだカルテ」で登録情報（メールアドレス変更も含む）の変更が可能です。
転出等により、参加者の要件を満たさなくなった場合は、退会の手続きをお願いします。
なお、退会手続きには、概ね1カ月程度かかりますので予めご了承ください。

② 退会

退会を希望される場合は、**富良野市保健医療課（TEL:39-2200）**までご連絡ください。
なお、退会にあたっては次の点に留意してください。

項目	留意点
活動量計	退会時にご返却ください。
ポイント	退会時にポイント残高があっても賞品と交換することはできません。
蓄積データ	退会となった時点で、システムに蓄積されている参加者に関するデータは、個人を特定できる情報を削除し、個人を識別できない形に加工した上で、本事業の評価等に利用させていただきます。なお、分析結果の公表に際して個人が特定されることは一切ありません。
その他	一度退会されると、再度「ふらの健幸ポイント事業」にご応募いただくことはできません。

③ 次年度以降の継続方法

次年度以降は、退会の申し出がない限り継続といたします。
なお、事業実施期間内にデータ送信が確認できない場合は退会といたしますので、継続を希望される場合は別途通知する期間内に手続きをお願いします。
詳細は次年度にご案内します。

④ 活動量計の動作不良・破損・紛失

- ・活動量計の動作不良（表示されない、データ送信できないなど）や破損・紛失があったときは、**富良野市保健医療課（TEL:39-2200）**までご相談ください。
- ・初期の動作不良（機器配布から10日以内）は、無償で交換します。
- ・活動量計を破損（誤って洗濯したなどの水没等を含む）、紛失された場合は、**自己負担（実費3,700円）にて同型の活動量計（タニタ社製「AM-150」）を購入していただきます。**保健医療課へご連絡ください。
（※「AM-150」以外の活動量計は本事業ではお使いいただけません）
- ・活動量計に使用している電池が切れた場合は、ご自身で購入し交換を行ってください。

⑤ スマートフォンの機種変更をするとき（アプリコースのみ）

スマートフォンの機種変更をするときは、新しい機種にアプリをインストールすることで引き続き事業に参加していただくことができます。ただし、**機種変更前に必ず歩数データの送信をお願いします（送信せずに機種変更をされると、未送信の歩数データが失われます）**。

⑥ コース変更したいとき

コース変更を希望される場合は、**富良野市保健医療課（保健センター：富良野市弥生町1番3号）**までお越しください。

【1】アプリコースから活動量計コースへ変更する場合

活動量計のレンタル料（1,000円）をご負担いただいた上で、コース変更が可能です。

【2】活動量計コースからアプリコースへ変更する場合

お使いの活動量計をご返却いただいた上で、コース変更が可能です。ただし、すでにお支払いいただいた活動量計のレンタル料の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。

⑦ 「からだカルテ」が正しく動かないとき

「からだカルテ」に歩数や体組成のデータが正しく記録できない場合など、システムが正しく動いていないと思われる場合は、**株式会社タニタヘルスリンク内／TEL:0120-771-015**にお電話でご相談ください。

⑧ 個人情報の収集・利用など

本事業において、富良野市が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いは、個人情報保護法・富良野市個人情報保護条例に準拠するものとします。

また、取り扱うこととなる参加者情報は、本事業の適切かつ合理的な運用や効果分析・評価のために必要となる範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。

個人情報の収集・利用など、本事業への参加に関する詳しいルールは、**【参加規約】（P.15）**をご覧ください

＜参加規約＞

ふらの健幸ポイント事業参加規約

第1条（目的）

1 ふらの健幸ポイント事業参加規約（以下「本規約」といいます。）は、富良野市が「ふらの健幸ポイント事業」（以下「本事業」といいます。）を実施することにより、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりを推進することによって、健幸都市の実現、健康寿命の延伸に向け、健康の保持増進を図ることを目的とします。

2 この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第2条（用語の定義）

1 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

（1）「申込者」とは、本規約に同意し、富良野市に本事業の申込みを行った者をいいます。

（2）「参加者」とは、申込者のうち、本事業の参加について各種規約に同意した者をいいます。

（3）「活動量計」とは、富良野市が本事業で使用する指定の活動量計をいいます。

（4）「スマートフォンアプリ」とは、富良野市が本事業で使用する指定のスマートフォンアプリをいいます。

（5）「マイページ」とは、第7条に定める実施内容及び第8条の定めにより付与されるポイントの内容を確認できるウェブサービスのことをいいます。

第3条（参加条件）

1 本事業への参加条件は、申込者が次の各号の全てに該当することとします。

（1）富良野市に住所を有する18歳以上の方（高校生を除く）

（2）自己責任で本事業に参加できる方

（3）本規約及び個人情報の取扱い等に同意いただける方

（4）本事業に関するアンケート調査に協力できる方

（5）暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力に属していない方

第4条（参加申込み）

1 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容及び個人情報の取扱い等に同意した上で、参加の申込みを行うものとします。

2 申込者が参加申込後、富良野市が参加申込を受理した時点で、当該申込者は本規約に同意した者とみなします。

第5条（参加者の決定）

1 申込者が参加申込手続きを行った後、富良野市が参加を承諾した時点で、参加者と富良野市との間に本事業への参加に関する合意が得られたものとします。

2 富良野市は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承認しないこと、又は承認を取り消すことがあります。

（1）同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合

（2）申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合

（3）虚偽の申込み等により、第3条に定める条件を満たさないことが判明した場合

（4）富良野市外への転出や死亡等により、住民でなくなった場合

（5）1年以上継続して本事業のサービスを利用しなかった場合

（6）その他富良野市が承認できない事由があると判断した場合

第6条（参加者の負担）

1 参加に係る費用は無料とします。ただし、活動量計での参加の場合は、機器レンタル料として1,000円を負担いただきます。また、次に掲げる費用については、別途参加者の負担とします。

（1）活動量計の故障、又は紛失に伴う再購入等に係る費用

（2）活動量計の電池交換等に係る費用

（3）事業参加に係る通話・通信・郵送に係る費用

（4）富良野市が指定する対象プログラムへの参加に係る費用

（5）その他富良野市が別途指定する費用

第7条（実施内容）

1 本事業は、株式会社タニタヘルスリンクに業務委託し、活動量計及び個人のスマートフォンを活用して行います。

2 参加者は、次の事項に協力するものとします。

（1）アンケート調査の回答

（2）活動量計及びスマートフォンアプリによるデータの計測及びアップロード

（3）指定の体組成計による計測およびアップロード

（4）富良野市が指定する対象プログラムへの参加

（5）本事業で行うイベントの参加

3 実施方法は、別途定める健幸ポイント事業参加手引き（以下「参加手引き」といいます。）に基づくものとします。

第8条（ポイントの付与及び取消し）

1 本事業における健幸ポイントは、年度当初若しくは説明会時に配布の参加手引きに基づき、「ポイント付与条件」の実施状況等に応じて参加者に付与するものとします。

2 ポイント付与項目については、追加・変更することがあります。その場合は、市の広報及びホームページ等で事前に周知します。

3 不正な手段によりポイントを獲得したと認められる場合は、ポイントを取り消すことがあります。

第9条（ポイントの交換）

1 獲得したポイントの交換等については、参加手引きに基づくものとします。

第10条（申込み内容の変更の届出）

1 参加者が富良野市に届出した住所、電話番号等、第4条第1項の申込内容に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を富良野市に届け出るものとします。

2 富良野市は、参加者から前項の変更に関する届け出がなされない場合、参加者が獲得したポイント又はポイント交換を無効にすることがあります。

3 参加者が、本条第1項の変更の届出を行わなかったために、富良野市からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到着したものとみなします。

第11条（参加辞退の手続き）

- 1 参加者は、本事業の実施期間中に本事業の参加を辞退することができます。
- 2 参加辞退の手続きは、参加手引きに記載されている手続きを行っていただきます。
- 3 参加辞退後は、富良野市が本事業を通して参加者から取得した情報のうち、個人と特定できる情報を削除した上で、参加者個人を識別不可能な形式に加工し、そのうえで本事業の評価等に利用するものとします。
- 4 参加辞退の手続き完了と同時に本事業のサービスも利用中止となり、ポイントも無効となります。

第12条（参加の継続）

- 1 参加者が第3条に定める条件を満たし前条の手続きを行わない場合は、翌年度以降も本事業への参加登録を継続します。

第13条（事業の中断・終了）

- 1 富良野市は、利用期間内であっても、本事業のサービスの中断、又は、サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
- 2 前項に基づき本事業を中断若しくは終了する場合は、富良野市は参加者に対してその旨を事前に文書又は富良野市のホームページにより通知します。

第14条（禁止事項）

- 1 参加者は、次に定める行為を行ってはいけません。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) その他第三者に不当な不利益を与える行為

第15条（損害賠償等）

- 1 参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により富良野市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
- 2 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、富良野市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第16条（免責事項）

- 1 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
- 2 富良野市は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
- 3 富良野市は、富良野市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
- 4 富良野市は、富良野市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。
- 5 富良野市は、参加者の故意または過失に起因して第三者より使用された、又は破棄されたポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
- 6 富良野市は、富良野市が指定する対象の教室や講座、プログラムへの利用において、富良野市の責によらない事由により参加者が被った損害については、責任を負いません。
- 7 富良野市は、本事業の取り組みにより生じた怪我・障害及び歩数計測アプリのインストールによるスマートフォンの不具合等については、責任を負いません。

第17条（個人情報の取扱い）

- 1 本事業に伴うサービスの実施等に際して、富良野市が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いは、本規約で定めるほか、個人情報

保護法・富良野市個人情報保護条例に準拠するものとします。

2 本事業の実施に際し、富良野市は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。

(1) 第4条第1項に定める参加申込書にご記入いただいた次の項目

・氏名、住所、性別、生年月日、身長、郵便番号、電話番号、健康保険種別等個人を特定する項目

(2) 第7条に定める事項の実施に伴い取得する次の項目

・アンケート調査の回答結果

・歩数及び活動量・血圧・体組成計データ、富良野市が開催する講座・教室等の参加状況

(3) 「マイページ」の利用ログ

3 富良野市が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。

(1) 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用

(2) 本事業の効果分析・評価のための利用

4 富良野市は、参加者情報を富良野市が保有する医療費等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別できない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにしたうえで、前項第2号に定める効果分析や健康づくり計画等に利用することがあります。

5 参加者情報の外部提供については、次に定めるとおりとします。

(1) 富良野市は、本事業を行うにあたり、参加者情報の管理、歩数管理の仕組み、ポイント付与の仕組みを、株式会社タニタヘルスリンクに委託します。そのため、本条第2項で定める個人情報を株式会社タニタヘルスリンクに提供することとします。なお、富良野市は、参加者情報の取り扱いにおいては、安全管理が図られるよう、株式会社タニタヘルスリンクに対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。

(2) 富良野市は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第3項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表することがあります。

(3) 前項までの内容は、個人情報保護法・富良野市の個人情報保護条例及び関係法規、ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。

6 参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。

(1) お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(2) 富良野市は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。

(ア) 参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。

(イ) 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。

(ウ) 本条第3項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。

(エ) あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条第3項に定めた利用目的の範囲を超えて参加者情報を富良野市以外の第三者に提供又は

開示しません。

(オ) 参加者本人より参加者情報の照会・開示等について、参加手引きに記載する問い合わせ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。

(カ) 参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。

(キ) 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び継続的な改善・向上に努めます。

第18条（規約の変更）

1 参加者は、本規約の変更については、文書又は富良野市のホームページ等によって事前に変更内容を通知した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

2 参加者情報の利用目的、又は利用範囲の変更を行う旨の参加規約の変更を行う場合は、個人情報保護法・富良野市個人情報保護条例及び関連法規・ガイドラインに基づき、富良野市より参加者に事前に通知し、同意を得た場合に限り行います。

附 則

本規約は、令和4年8月1日から適用します。

附 則

本規約は、令和6年4月1日から適用します。

<お問い合わせ先>

ご不明な点は、次の窓口にお問い合わせください。

富良野市保健福祉部保健医療課

TEL:0167-39-2200

E-mail : hoken-ka@city.furano.hokkaido.jp

平日午前8時30分～午後5時15分（※土・日・祝日・年末年始を除く）